

平成 21 年 4 月 21 日

破産者株式会社 S F C G

破産管財人 弁護士 瀬 戸 英 雄

破産手続開始決定のお知らせ

株式会社 S F C G（代表取締役：小笠原充，本店所在地：東京都中央区日本橋室町 3 丁目 2 番 15 号）は，平成 21 年 4 月 21 日午後 1 時，東京地方裁判所より破産手続開始決定を受け，当職が破産管財人に選任されました。

また，同時に破産債権届出期間が平成 21 年 7 月 21 日までと定められました。破産債権者の皆様に対する破産手続開始通知書及び破産債権届出書等の発送は，本年 5 月中旬以降を予定しております。

以上

平成21年(フ)第7100号

決 定

東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号  
債務者(破産者) 株式会社SFCG  
代表者代表取締役 小笠原 充

主 文

債務者株式会社SFCGについて破産手続を開始する。

理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。  
よって、主文のとおり決定する。  
なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

記

- 1 破産管財人 東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号 NBF日本橋  
室町センタービル8階 株式会社SFCG 破産管財人室  
弁護士 瀬戸 英雄
- 2 債権届出期間 平成21年7月21日まで
- 3 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集  
会の各期日 平成21年10月28日午後1時30分
- 4 債権調査期日 平成21年10月28日午後1時30分

平成21年4月21日午後1時

東京地方裁判所民事第20部